

## ペットの飼い主の 皆さんへ

照会先 環境課 ☎23-6733

### 飼い主の義務です

生後90日を経過した飼い犬の登録、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせること、鑑札・狂犬病予防注射済票を飼い犬に着けることは法律で義務付けられています。



左：鑑札 右：令和6年度狂犬病予防注射済票

### しっかりと届け出ましょう

犬が死亡したときや所在地や飼い主を変更したときは、忘れずに届出をしてください。

### 犬の放し飼いは 条例で禁止されています

犬を飼育する際には、檻や囲い、または鎖などでつなぐようにしてください。散歩する際にはリードなどでつなぐことも必要です。

### 猫は室内で飼いましょう

交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守りましょう。猫を外に出すと、フンや鳴き声などによって飼い主の知らない所で近隣の皆さんに迷惑がかかります。

### 野良猫への むやみな餌やりはやめましょう

猫は繁殖能力が高いため、野良猫に餌を与えると周辺繁殖し、近隣の皆さんに迷惑がかかります。

### 不妊・去勢手術

子犬・子猫が産まれることを望まない場合や、生まれた子犬・子猫をすべて幸

せにできない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。病気の予防やストレス軽減などにつながります。

### フンの始末は飼い主の責任です

フンは飼い主が責任を持って始末してください。(関市ポイ捨て等防止条例第9条)

※違反した場合は2万円以下の罰金に処せられることがあります。



### ペットも災害に備えましょう

災害は人にもペットにも大きなストレスがかかります。避難所で迷惑にならないように普段からしつけをしましょう。迷子になったときのために普段から迷子札などをつけましょう。



## 飼主不明猫に対する避妊手術を助成します 「関市飼主不明猫避妊手術事業補助金」

市内に生息する飼主不明猫の増加を抑制し、市民の快適な生活環境を保持するために、猫の避妊手術費用の一部を助成します。

**対象** 市内在住で以下の条件を遵守できる人

- ・手術実施時に猫の片耳にV字型の切込みを入れることを依頼すること
- ・収容する猫の飼主が不明であることを確認すること

- ・猫の捕獲、診療所への手術依頼、搬入、引取りができること
- ・手術などで発生した問題の責任が取れること など

**補助金額** 手術費用の1/2相当の額(上限額 雄猫4,000円、雌猫6,000円)

例) 雌猫かつ手術費用30,000円の場合、補助金額6,000円  
 雌猫かつ手術費用 5,000円の場合、補助金額2,500円

**申請方法** 避妊手術前に申請書と飼主不明猫の写真を環境課窓口に提出してください。申請書は環境課窓口およびホームページで配布しています。

**申請受付期間** 令和7年1月31日(金)まで

## 地域猫活動支援事業

照会先 岐阜県動物愛護センター  
☎34-0050

地域猫活動は、飼主不明猫に起因するトラブルの軽減、繁殖による猫の増加などを防止し、地域住民による適正な管理のもと、一代限りの寿命をまっとうさせてその数を減らしていくことを目的とした住民活動です。岐阜県による支援事業もありますので、詳しくは動物愛護センターへお問合せください。

有料広告

広告

有料広告

広告

**狂犬病集合予防注射**

令和6年度の狂犬病集合予防注射は次の日程で行います。都合により集合予防注射を受けられない場合は必ず動物病院で注射を受けてください。

**集合予防注射料金** 登録と予防注射 一頭につき6,200円 予防注射 一頭につき3,200円

**注意事項**

- ・犬の体調不良や興奮、飼い主が犬を抑えられない場合は注射ができません。動物病院にご相談ください。
- ・登録済みの場合は、「注射案内はがき」を必ず持参してください。忘れると確認・再発行の手続きに時間がかかります。
- ・スケジュールの関係上、時間が延長できません。
- ・会場では、先に問診・注射、後で受付・支払になります。
- ・トラブル防止のため、首輪を正しく締め、引き綱は短く持ってください。
- ・フンは、飼い主が責任を持って始末してください。

照会先 環境課 ☎23-6733

地区	日程	会場	開始	終了	地区	日程	会場	開始	終了	地区	日程	会場	開始	終了
関	4月9日(火)	関市文化会館	9:00	9:40	関	4月25日(木)	東田原公民館	9:10	9:20	武芸川	5月21日(火)	平宝見神社	9:00	9:05
		富士塚公民センター	9:50	10:00			大杉公民館	9:30	9:40			跡部1号集会場	9:15	9:20
		いしがみ公民センター	10:10	10:15			野口集会場	9:45	9:50			跡部公民館	9:30	9:35
		下有知ふれあいセンター	10:25	10:40			めぐみの農協・田原支店	10:00	10:10			跡部川北構造改善センター	9:40	9:45
		東志摩公民センター	10:50	10:55			桜ヶ丘ふれあいセンター	10:20	10:35			旧東公民館	9:55	10:00
		今宮公民センター	11:05	11:15			肥田瀬島集会場	10:45	10:50			八幡公民館	10:10	10:15
		関ノ上東公民センター	11:25	11:35			めぐみの農協・富岡営業所	11:00	11:05			武芸川事務所 西側駐車場	10:25	10:30
		下有知寺田公民センター	11:45	11:50			関口公園	11:20	11:30			宇多院消防詰所	10:40	10:45
		関市土木課倉庫(旧給食センター北)	12:00	12:05			旭ヶ丘ふれあいセンター	11:40	11:50			一色防災備蓄倉庫(旧一色跡所)	10:55	11:00
	4月11日(木)	黒屋リフレッシュ倶楽部	9:00	9:10	板取(洞戸)	5月14日(火)	本郷公民センター	11:55	12:00	武儀(上之保)	5月23日(木)	武芸小学校体育館前駐車場	11:10	11:20
		志津野転作促進センター	9:25	9:35			板取事務所	9:00	9:10			小知野公民館	11:30	11:35
		富野ふれあいセンター	9:45	9:55			杉原旧バス停	9:20	9:25			名倉八剣神社(上之保)	9:00	9:05
		下日立公会堂	10:05	10:10			田口集会場	9:30	9:35			武儀(東)小学校ランチルーム裏	9:15	9:30
		(農)ほたるの里 八神集落営農組合	10:20	10:30			野口集会場	9:45	9:50			雁管礼立岩橋上	9:40	9:50
		小野構造改善センター	10:35	10:40			中切地藏堂	9:55	10:00			武儀生涯学習センター	10:05	10:15
		東山公民センター	10:55	11:10			岩本集会場	10:10	10:15			温井集会所	10:25	10:30
		東本郷公民センター	11:20	11:25			上ヶ瀬集会場	10:30	10:35			間吹集会所	10:35	10:45
		平賀公民センター	11:35	11:45			松谷集会場	10:40	10:45			武儀事務所	10:55	11:05
	4月16日(火)	保戸島公民センター	9:10	9:20	洞戸(武芸川)	5月16日(木)	門出集会場	10:50	10:55	上之保	5月28日(火)	道の駅平成(エコピアセンター前)	11:15	11:25
		下白金公民センター	9:30	9:40			加部集会場	11:00	11:05			下之保老人憩いの家跡地	11:35	11:40
		山田公民センター	9:50	10:00			老洞バス停	11:10	11:15			上野集会場下ゴミステーション	11:50	11:55
		上白金公民館	10:10	10:25			小瀬見集会場(洞戸)	11:25	11:30			鳥屋市旧小学校	9:00	9:05
		津保川台公民センター	10:35	10:50			白谷集会場	11:35	11:40			鳥屋市公民館	9:10	9:15
		虹ヶ丘公民センター	10:55	11:05			寺尾公民館(武芸川)	9:00	9:05			戸丁公民館	9:25	9:30
		倉知ふれあいセンター	11:20	11:40			大野消防車庫跡地	9:15	9:20			馬渡バス停	9:35	9:40
		西切公民センター跡地	11:50	11:55			洞戸運動公園	9:25	9:30			少合集会所	9:50	9:55
		アピセ・関	12:05	12:20			下菅谷集会場	9:35	9:40			小和田バス停	10:05	10:10
	4月18日(木)	下迫間公民館	9:10	9:15	高見集会場	5月12日(土)	上菅谷集会場	9:50	9:55	関	4月23日(火)	赤鍋橋	10:20	10:25
		迫間台公民センター	9:25	9:35			洞戸ふれあいセンター駐車場	10:05	10:15			白山神社	10:30	10:35
		上迫間公民センター	9:45	9:50			片集会所	10:25	10:30			上之保生涯学習センター	10:45	10:50
		向山公民センター	10:00	10:10			通元寺集会場	10:40	10:45			八幡神社	11:00	11:05
		四季の台公民センター	10:20	10:25			栗原集会場	10:50	10:55			船山上会津・2942番地1	11:15	11:20
		桜台東公民センター	10:40	10:45			飛瀬消防車庫	11:00	11:10			船山集会場	11:25	11:30
		桜台西公民センター	10:50	10:55			尾倉集会所	11:15	11:20			杉山バス停	11:40	11:45
		稲口公民センター	11:00	11:10			高賀夫婦げやき	11:35	11:45			松本橋	12:05	12:10
		南部公民センター	11:20	11:35			須原神社下車両待避所	11:55	12:00			明ヶ島つどいの家	12:15	12:20
4月23日(火)	住吉町警察署跡地	11:45	11:55											
	巾公民センター	9:10	9:25											
	赤土坂公民センター	9:35	9:45											
	小屋名公民センター	9:55	10:05											
	大平台公民センター	10:15	10:25											
西部ふれあいセンター別館(旧千足ふれあいセンター)	10:35	10:45												
広見公民センター	10:55	11:10												
池尻区公民館	11:20	11:25												
めぐみの農協・旧小瀬支店西倉庫	11:35	11:45												
小瀬南公民センター	11:55	12:05												
西部公民センター	12:15	12:25												



**会場変更のお知らせ**

- ・関地区の塔ノ洞環境保全農業推進センターの会場が廃止されます。
- ・板取(洞戸)地区の会場については、門原集会場、島口体育館および保木口体育館跡地が廃止され、板取事務所が追加されます。



**i まごころ**

皆さまからあたたかいご寄附をいただき、誠にありがとうございました。  
(令和5年9月～12月受付分。敬称略、目的別、寄附日順、災害義援金は除く)

照会先 秘書課 (☎23-9214)

寄附者	物品名	数量
<b>教育振興のため</b>		
株式会社長屋組	朝日写真ニュース	110,000円相当
(公財)田口福寿会	図書	900,000円相当
フィットイージー株式会社 (大垣共立銀行私募債)	トレーニング機器	400,000円相当
フィットイージー株式会社 代表取締役社長 國江仙嗣	トレーニング機器	300,000円相当
岐阜県中古自動車販売協会、 岐阜県中古自動車販売商工組合	車載用360度カメラ	1台
	工具セット	1式
後藤工事株式会社 (大垣共立銀行私募債)	大型テント	2張
足立義一		30,000円
<b>文化振興のため</b>		
久野多美子	落款印	3点
大畑保彦	水彩画	1点
林弘子	大嶋家関連古文書	2点
<b>富岡保育園・富岡小学校留守家庭児童教室新築工事のため</b>		
株式会社スタークラフト 代表取締役 中倉大吾		100,000円
高安株式会社 代表取締役 高安彰		100,000円
<b>新型コロナウイルス関連事業のため</b>		
株式会社イースペース 代表取締役 山中白	抗体検査キット	600個
<b>福祉事業のため</b>		
関山草会 会長 鈴木幸一		5,000円
<b>防災事業のため</b>		
関ライオンズクラブ	カセットボンベ式発電機	3台
<b>健康増進事業のため</b>		
明治安田生命保険相互会社 岐阜支社		1,018,500円
<b>観光振興のため</b>		
小澤忠	刀剣	1点

**i 犯罪被害遺児激励金**

岐阜県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて犯罪被害遺児に激励金を贈ります。対象となる犯罪被害遺児の保護者は、5月2日(木)までにご連絡ください。

**対象** 5月5日現在、岐阜県内に居住しており、犯罪被害により、それまで生計をともにしていた父または母(父母がいない場合にはそれに代わる人)を亡くされた人で、義務教育終了および高等学校在学中(高等専門学校3年修了までの人、特別支援学校の高等部在学中の人を含む)で満20歳未満の人。

※犯罪被害とは、殺人や傷害致死など、故意の犯罪行為(人の生命または身体を害する行為)により害を被ることをいいます。

※国の犯罪被害給付金制度で、遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

※犯罪被害遺児となった後、養子縁組した人や父または母が再婚し生計をともにすることとなった人は除きます。

**激励金の額** 1人あたり  
 乳幼児および小学生 15,000円  
 中学生 20,000円  
 高校生等 25,000円

※申請時から高等学校等就学中(20歳未満)まで支給されます。

照会先 福祉政策課 (☎23-7735)

**有料広告**

広告

**有料広告**

広告



## 軽自動車税(種別割)の減免

次のいずれかに該当する場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

## A 障がいによる減免

- ①身体障がい者(戦傷病者を含む)本人が所有し運転するもの
- ②身体障がい者(戦傷病者を含む)本人が所有し、その人と生計を一にする人が、障がい者の通学、通院、通所、生業その他の社会参加のために運転するもの
- ③18歳未満の身体障がい者と生計を一にする人が所有し、障がい者の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために運転するもの
- ④知的・精神障がい者本人が所有し運転するもの
- ⑤知的・精神障がい者本人またはその人と生計を一にする人が所有し、障がい者の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために運転するもの
- ⑥障がい者本人が所有し、障がい者のみで構成される世帯員の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために常時介護者が運転するもの

## 申請に必要なもの

身体障害者手帳または戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、運転者の運転免許証、車検証、生計同一証明書(同一世帯と確認が取れない場合)、常時介護証明書(障がい者のみの世帯で常時介護する人が運転する場合)

※納税義務者のマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。1～3のいずれかをお持ちください。

1 個人番号カード 2 通知カード

3 住民票(個人番号の記載のあるもの)

※車検証がA6サイズの「電子車検証」である場合、電子車検証と同時に交付されるA4サイズの「自動車検査証記録事項」もご持参ください。

## 対象

障がい区分	障がい者本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転	
視覚	1、2、3、4級	
聴覚	2、3級	
平衡機能	3級	
上肢	1、2、3級	
下肢	1、2、3、4、5、6級	
体幹	1、2、3、5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1、2、3級
	移動	1、2、3、4、5、6級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸	1、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1、2、3級	
肝臓	1、2、3級	
音声機能	3級 (こう頭摘出による音声機能障害の場合に限る)	
戦傷病者	個々の障がいの等級により判断されます。詳しくは税務課までお問合せください。	
知的障がい	療育手帳「A」、「A1」、「A2」	
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳「1級」	

1. 同一の等級で2つの重複する障がいがある場合は、1級上の級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2つ以上の重複する障がいがある場合は、障がいの程度を考慮して当該等級より上の級とする。

## B 公益による減免

- ①国または地方公共団体に、公用または公共の用に供するために無償で貸し付けているもの
- ②学校法人(私立学校に限る)の設置者が所有する軽自動車で、専ら当該学校の学生、生徒、児童および幼児の送迎のために使用するもの
- ③社会福祉事業の経営者が所有する軽自動車で、直接その社会福祉事業のために使用するもの
- ④市から委託を受けた社会福祉事業に類する事業の経営者が所有する軽自動車で、直接その事業のために使用するもの
- ⑤厚生農業協同組合連合会などが所有する軽自動車で、へき地巡回診療のために使用するもの

## 申請に必要なもの

車検証、定款など

※法人番号の記入が必要です。

申請期限 5月31日(金) ※土・日曜日、祝日を除く

## 注意事項

- ・軽自動車の所有者が4月1日現在、障がい者本人であること。(18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の人は生計を一にする人でも可)
- ・障がい者本人が社会福祉施設に入所または病院に長期入院されている場合は、対象となりません。
- ・減免は、普通車・軽自動車などを問わず障がい者1人につき1台です。
- ・リース車両は対象となりません。
- ・先のA、Bの減免のほか、軽自動車の構造による減免がありますので、詳しくは税務課までお問合せください。

照会先 税務課(☎23-8874)、各地域事務所

## 岐阜県中濃県税事務所からのお知らせ

身体障がい者、戦傷病者、知的・精神障がい者が所有する自動車(軽自動車を除く)の「自動車税種別割の減免申請」の受付を行っています。

期日 通年(土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 岐阜県中濃県税事務所

(美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎2階) 自動車税事務所および各県税事務所でも受付します。

照会先 岐阜県中濃県税事務所


(☎33-4011代) 内線272・273

岐阜県自動車税事務所 (☎058-279-3781)

岐阜県総務部税務課

(☎058-272-1111代) 内線2197



 **夏休みの留守家庭児童教室**

**対象** 小学1～4年生

**入室要件** ①児童の保護者(父母および同一校区内の祖父母など)が自宅外で就業している(1か月につき15日以上、1日4時間以上の勤務が必要) ②出産予定月と前後1か月 ③就労準備のため通学(職業訓練校など)

※保護者など全員の就労証明書が必要

**利用期間** 7月22日(月)～8月27日(火)(土・日曜日を除く)

※終業式および始業式の日は利用できません。

**開室時間** 午前7時30分～午後7時

**使用料**

	午前7時30分からの使用料	7月	8月
利用終了時間	午後5時	3,750円	10,000円
	午後6時	4,500円	12,000円
	午後6時30分	5,250円	14,000円
	午後7時	6,375円	17,000円

	午前8時からの使用料	7月	8月
利用終了時間	午後5時	3,000円	8,000円
	午後6時	3,750円	10,000円
	午後6時30分	4,500円	12,000円
	午後7時	5,625円	15,000円

※利用時間ごとに使用料が異なります。

※別途実費負担金(おやつ代・教材費など4,000円、保険料800円)が必要です。

**申請方法** 5月1日(水)～31日(金)に申請書類等を教育総務課、各地域事務所(西部支所を除く)、各留守家庭児童教室へ提出。

※申請書類は、上記申込先または市ホームページからダウンロードできます。

※令和6年度入室中の場合、夏休みの利用に関する申請の必要はありません。ただし、夏休み期間のみ退室する場合、別途届出が必要です。

**照会先** 教育総務課(☎23-7722)

 **自治会活動保険**

自治会のコミュニティ活動を安心して行っていただくために、市が自治会活動保険に加入しています。事故が起きた場合は自治会長を通じて保険会社に連絡してください。

今年度の契約内容は以下のとおりです。

**賠償責任補償** 1事故あたり2億円限度

**傷害補償**

- ・死亡・後遺障害保険金500万円限度
- ・入院(1保険者1日あたり) 3千円
- ・通院(1保険者1日あたり) 2千円

**傷害見舞費用補償**

- ・住民の親族などが傷害を被った場合の見舞金  
1事故あたり10万円限度

**費用損害補償**

- ・降水により中止・延期した場合の費用損害補償1  
事故損害額の70%、30万円限度

**保険加入日** 4月1日(月)

**照会先** 市民協働課(☎23-6750)または保険代理店(株)フジヨシ(☎23-7770、FAX23-7775)

 **本人通知制度**

戸籍証明や住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したときに、その交付した事実を通知する制度です。

**登録できる人** 関市に住民登録がある、または関市に本籍がある人

**通知対象となる証明書** 戸籍の全部事項証明・一部事項証明、戸籍の附票の写し、本籍を記載した住民票の写しなど(除籍または除票などを含まず)

**通知内容** 交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別(代理人または第三者)

※証明書を取得した人の情報は通知されません。

**通知期間** 無期限

**受付窓口** 市民課、各地域事務所または西部支所

**登録方法** 申込書を記入し、提出することで登録できます。申込時に本人確認書類の原本(運転免許証やマイナンバーカードなど)が必要です。

**照会先** 市民課(☎23-7700)

**有料広告**

広告

**有料広告**

広告

**i** **ごみ出しルールを守りましょう**

**分別しましょう**

資源ごみは分別しましょう。汚れたものや指定以外のは燃やせるごみ、燃やせないごみなどに出してください。

**回収日と時間を厳守しましょう**

回収日は地区毎に異なります。ごみカレンダーやごみ分別アプリを確認して、午前8時30分までにしてください。

※ごみ収集車は交通事情などで、回収時間や順序を変更することがあります。

**指定の出し方を守りましょう**

家庭用の燃やせるごみは黄色、燃やせないごみは水色の指定袋を使用してください。事業者の人は乳白色の事業用ごみ袋を使用してください。

資源ごみは回収日に設置される『かご』に直接入れてください。

小中学校の資源回収や民間の回収施設も活用しましょう。

※ごみステーションの利用は、自治会など管理者に相談してください。

▼ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



照会先 環境課 ☎23-7702

**i** **合併処理浄化槽への転換のお願い**

単独処理浄化槽を使用している場合、トイレ排水以外の排水はそのまま川へ放流されます。対して合併処理浄化槽は、家庭からの排水を全て処理して放流することができ、単独処理浄化槽と比べて放流する汚れの量を8分の1まで少なくできます。

市では、合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。詳しくは関市浄化槽設置補助金交付要綱をご覧ください。

照会先 環境課  
(☎23-6733)



**i** **4月29日(月・祝)の可燃ごみの収集**

4月29日(月・祝)の可燃ごみの収集は平日と同様に行います。該当する地域に住む人は午前8時30分までにごみを出してください。

照会先 清掃事務所(☎22-0314)

**i** **(一財)関市スポーツ協会 事務所移転**

4月1日(月)から関市スポーツ協会の事務所がアテナ工業アリーナから中池かわせみスタジアム(塔ノ洞3885-1)に移転します。

照会先 関市スポーツ協会  
(☎23-8525)

**i** **ごみの野焼きは禁止です**

法律で野焼きは、農業でやむをえない場合など一部の例外を除き禁止されています。

草や庭木の剪定枝は燃やせるごみとして出してください。大量の場合は、クリーンプラザ中濃への持ち込みや、たい肥化などをご検討ください。

家庭用のたい肥化装置、小枝粉砕機の購入には補助があります。詳しくは環境課までお問合せください。

不法な野焼きを発見した際は、岐阜県庁相談窓口、中濃県事務所環境課、警察、環境課にご相談ください。

照会先 環境課(☎23-6733)

岐阜県廃棄物インターネット  
110番

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3629.html>

**i** **関市総合体育館の愛称が引続き「アテナ工業アリーナ」になります**

関市総合体育館のネーミングライツ・パートナーについて、4月1日から令和9年3月31日まで、関市総合体育館の愛称が引続き「アテナ工業アリーナ」になります。

照会先 スポーツ推進課

(☎23-7766、☎23-7765)

✉sports@city.seki.lg.jp


**i** **家庭用燃やせるごみ袋の交付**

常時紙おむつが必要な人に、一定枚数の家庭用燃やせるごみ袋を交付します。

照会先 環境課(☎23-6733)

対象者	交付窓口	持ち物など	ごみ袋の種類と交付枚数
0〜2歳の乳幼児 ※2歳になる年度まで	・環境課 (☎23-6733) ・西部支所 ・各地域事務所	・母子健康手帳	燃やせるごみ袋 中サイズ：年間最大50枚 または 大サイズ：年間最大30枚
紙おむつ購入助成券の支給対象となる在宅高齢者 ※要介護認定において要介護3以上の認定を受けているのみ	・高齢福祉課 (☎23-8127) ・各地域事務所	紙おむつ購入助成券と同時に申請できます。 ・介護保険被保険者証 ※交付申請書の証明欄にケアマネジャーの証明が必要です。	燃やせるごみ袋 中サイズ：年間最大60枚 または 大サイズ：年間最大36枚 ※申請月によって枚数が異なります。 ※高齢福祉課では、中サイズと引換ができる紙おむつ用ごみ袋引換券を交付します。
紙おむつまたはストマの給付決定や購入助成を受けている障がい者(児) ※在宅の人に限りです	・福祉政策課 (☎23-9032) ・各地域事務所	・障害者手帳 ・日常生活用具給付決定通知書または寝たきり身体障がい者日常生活用品購入費助成決定通知書	
上記以外で、常時紙おむつが必要な人 ※在宅の人に限りです	・高齢福祉課 ・福祉政策課 ・各地域事務所	※減免申請書の証明欄に、民生委員もしくはケアマネジャーの証明または直近半年分の領収書が必要です。 備考欄に常時紙おむつを必要とする理由を記載してください(要介護2以下の認定を受けているのみ)。	



 **関市重度障がい者タクシー  
および自家用車利用助成券**

3月下旬頃に令和6年度の助成券を対象者に郵送しています。

手帳や受給者証を更新申請中、または令和6年度交付申請書を提出していない人は、郵送の対象外となることがあります。その場合は窓口で申請が必要です。手帳または受給者証を持参してください。

**対象** 市内に住民票がある在宅の障がい者で次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の1～3級
- ・療育手帳のA・A1・A2・B1
- ・精神障害者保健福祉手帳の1～2級
- ・特定医療費(指定難病)受給者
- ・小児慢性特定疾病医療受給者
- ・特定疾病療養受療者


※入院、施設入所している人は対象外(市内の有料老人ホームまたは障がい者グループホームに入所している人は対象)

**助成金額**

- (1)タクシー利用料金として利用  
最大500円×40枚=20,000円
  - (2)自家用車の燃料代金として利用  
最大250円×40枚=10,000円
- ※助成券は両面に印刷されており、タクシーまたは自家用車の燃料代金のどちらかを選択して使用できます。

**次年度の申込み** 次年度分の助成券の郵送を希望する人は、助成券冊子の中にある交付申請書をタクシー事業者または給油所などに提出してください。

**照会先** 福祉政策課(☎23-9032) または各地域事務所(西部支所を除く)

 **119番映像通報システムの運用開始**

4月1日(月)から119番映像通報システムの運用を開始します。


119番映像通報システムとは、通報者がスマートフォンで撮影した映像を消防に送信する119番通報の新しい仕組みです。

言葉では説明しづらい災害現場の状況を、映像で伝えることで速やかな災害対応に繋がり、通報者の安心にもつながります。

※詳しくは中濃消防組合のホームページをご覧ください

**照会先** 中濃消防組合 消防指令課(☎23-0119)



 **高齢者いきいきふれあい入浴助成事業**

**対象** 市内在住で満65歳以上の人(老人福祉施設等に入所中の人は除く)

**助成内容** 1枚300円の助成券を12枚交付(温泉施設の利用1回につき1枚利用可能)

**温泉施設** 倉知温泉マーゴの湯、板取川温泉バーデェハウス、いずみの湯グループ武芸川温泉、上之保温泉ほほえみの湯

**申込方法** 本人確認書類を持参し、高齢福祉課または各地域事務所でも申込み(西部支所は除く)。

※令和5年度中に助成券の郵送交付を希望した人は、申請住所に郵送しますので、窓口での手続きは必要ありません。

**申込開始日** 4月1日(月)  
**照会先** 高齢福祉課(☎23-8127)

 **デジタル障害者手帳  
ミライロID**

障がいのある人の利便性を向上するため、下記施設を利用する際の減免等の手続きにおいて、デジタル障害者手帳(ミライロID)の利用ができるようになりました。

**利用開始日** 4月1日(月)

**利用可能施設**

- ・関鍛冶伝承館
- ・洞戸円空記念館
- ・円空館
- ・市民農園
- ・中池市民プール
- ・武芸川健康プール
- ・市内学校施設(各小中学校運動場、体育館)
- ・アテナ工業アリーナ 温水プール
- ・アテナ工業アリーナ トレーニングルーム
- ・市内地区体育館
- ・市内屋外スポーツ施設
- ・市内都市公園

**ミライロIDとは**

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の情報を登録して、手帳の代わりに利用できるアプリです。

詳細は株式会社ミライロ公式サイトをご覧ください。

**照会先**

福祉政策課  
(☎23-7798)



**有料広告**

**有料広告**

### 交通遺児激励金

5月5日(日・祝)の「こどもの日」に、県から交通遺児の人に激励金をお贈りしています。

**対象** 5月5日(日・祝)現在、県内に居住しており、交通事故により生計を共にしていた父または母(またはそれに代わる人)を亡くされた人で、義務教育終了までおよび高等学校等在学中で満20歳未満の人。

※交通遺児となった後、養子縁組した、もしくは父または母が再婚し生計を共にすることとなった人は除きます。

**激励金の額** (一人あたり)

- ・小学生以下 15,000円
- ・中学生 20,000円
- ・高校生等 25,000円

申請時から高等学校等就学中(20歳未満)まで支給されます。

**申込期限** 4月22日(月)

※申込期限以降新たに対象となった場合は早急にご連絡ください。

**照会先** 危機管理課 ☎23-7048

### 関市防災行政無線(同報無線)テレホンサービスについて

防災無線(屋外放送)が聞き取りにくいときは、確認テレホンサービス(☎0800-200-8773 通話料無料)をご利用ください。

災害時の防災情報、気象情報、防犯情報、イベント情報などを配信する「関市あんしんメール」(LINE対応)もご利用ください。



メール



LINE

**照会先** 危機管理課(☎23-7048)

### ヨイハ健康デー「歯のなんでも電話相談」

無料で歯科医師が歯や口の疑問・相談にお答えします。

**日時** 4月21日(日)

午前10時～午後3時

**相談先** 岐阜県保険医協会(☎058-267-0711)

### 防災行政無線「戸別受信機」購入を補助

災害時に情報伝達の向上を図るため、防災行政無線「戸別受信機」の設置を希望する世帯に対し、補助金を交付します。

**対象** 市内全世帯

**内容** 戸別受信機本体金額の2分の1と、設置費用(屋外アンテナが必要な場合はアンテナ設置も含む)の全額

※一定の条件に当てはまる世帯は、自己負担額が軽減されます。

※事業所への設置は補助対象外です。

**申込期限** 9月20日(金)

※受注生産のため、設置までに数か月お待ちいただくことがあります。

**照会先** 危機管理課(☎23-7048)

### 自転車乗車用ヘルメット購入費の補助をします

**照会先** 危機管理課 ☎23-7048

自転車に関係する交通事故の死因で、最も多いものが頭部負傷によるものであることから、自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。

自転車利用者のヘルメットの着用を促進するため、ヘルメット購入費用の一部を補助します。

**対象** 市内に住所を有する人

※ヘルメットの使用者1人につき1個(回)限り

**補助額** ヘルメット購入費用の2分の1(100円未満切捨て)

- ・市内店舗で購入 2,500円(上限)
- ・それ以外 2,000円(上限)

**補助対象のヘルメット** 安全基準を満たす次のマークがある新品の自転車用ヘルメット



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

**申請方法** ①～⑤の書類を購入日から3か月以内に照会先へ提出

- ①交付申請書(市指定様式)
- ②誓約書兼同意書(市指定様式)
- ③領収書(ヘルメットの購入単価、ヘルメットの購入がわかるもの)
- ④安全基準の認証が確認できるもの
- ⑤請求書(市指定様式)

詳細はこちらから▶

